

第8次川口市一般廃棄物処理基本計画（素案）  
(前回審議会からの主な修正点)

## 1 数値目標の設定

### (1) ごみ処理基本計画編 (P55)

表1のとおり、2つの基本目標と3つの参考指標を設定する。

「1人1日あたりごみ排出量」については、人口50万人以上の28都市と比較して良好な水準になっている状況等を踏まえ、本計画に定める施策の推進を通じて現在の水準を保つこととする。また、新たに「家庭系ごみ排出量（資源を除く）」の目標を設定する。

現計画で定めていた「リサイクル率」と「最終処分量」については、今後の朝日環境センターの建設工事の方針が定まっていない状況等を踏まえ、参考指標としてモニタリングすることとする。

表1 ごみ処理基本計画編の数値目標

項目	基準値 令和5年度	中間目標値 令和12年度	最終目標値 令和17年度	国・県の 目標
<b>■ 基本目標</b>				
1人1日あたり ごみ排出量	748g/人・日	707g/人・日 (5.4%減)	672g/人・日 (10.2%減)	国：850 (R7)
家庭系ごみ排出量 (資源を除く)	431g/人・日	411g/人・日 (4.9%減)	386g/人・日 (11.1%減)	国：440 (R7) 県：440 (R7)
<b>■ 参考指標</b>				
リサイクル率1	22.3%	21.1%	22.9%	国：28.0 (R7) 県：33.6 (R7)
リサイクル率2 (セメント資源除く)	22.0%	20.4%	22.1%	—
最終処分量	6,742t/年	16,712 t/年	16,070t/年	—

注1) 括弧内は基準値対比を示しています。

注2) 令和6年度は朝日環境センターの事故の影響があるため、基準年度は令和5年度としています。

## (2) 食品ロス削減推進計画編 (P75)

表2及び表3のとおり、基本目標と参考指標を設定する。

基本目標の「家庭から排出される1人1日当たりの食品ロス量」については、国「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」において、2000（平成12）年度比で2030（令和12）年度までに家庭系の食品ロス量を半減させるという目標が掲げられていることを踏まえ、平成12年度の基準値を半減した数値を中間目標値として設定する。最終目標値については、令和12年度までの削減傾向を維持し、数値を設定する。

なお、食品ロス量の推計には排出されるごみの組成を詳しく調査する必要があるが、調査を毎年実施することは困難であることから、次期の計画策定時に評価することとし、毎年の進捗については、「食品ロスの認知度」を評価指標として設定する。

表2 食品ロス削減の基本目標

項目	基準値 平成12年度	現況値 令和5年度	中間目標値 令和12年度	最終目標値 令和17年度
家庭から排出される 1人1日当たりの食品ロス 量	91.5 g/人・ 日	55.9 g/人・ 日	45.8 g/人・ 日	41.4g/人・ 日

注) 食品ロス量の実績値は、一般ごみの排出量に食品ロス率（令和7年度測定値）を乗じて算出しました。なお、秋の組成調査の結果を踏まえ、実績値を修正しました。

表3 食品ロスの進捗指標

指標	現況値 令和7年度	中間目標値 令和12年度	最終目標値 令和17年度
食品ロスの認知度	82.5%	85.0%	87.5%

## (3) 生活排水処理基本計画編 (P94)

令和6年度の実績値や埼玉県生活排水処理施設整備構想等を踏まえ、表4のとおり、数値目標を設定する。

表4 生活排水処理率の数値目標

項目	年度 実績 令和6年度	中間年度 令和12年度	最終目標 令和17年度
生活排水処理率	91.6%	92.0%	93.1%

## 2 ごみ処理基本計画編の施策体系の変更（P56）

- (1) 基本施策5「事業者へのごみの適正排出の啓発及び指導」、施策の柱3「サーキュラーエコノミーのあり方の検討」及び基本施策7「サーキュラーエコノミーのあり方の検討」を加える。
- (2) 基本施策13「行政によるごみの再生利用の推進」の「行政による」を削る。

### 基本方針1 廃棄物の減量と資源循環の促進

#### 施策の柱1 3R推進に向けた市民の取り組みの更なる促進

- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| 基本施策1 | 3Rの更なる促進                   |
| 基本施策2 | 3Rの実践につながる環境教育・環境学習の推進     |
| 基本施策3 | 3Rが浸透したライフスタイルを支援する取り組みの推進 |

#### 施策の柱2 事業所によるごみ減量・リサイクルの促進

- |       |                       |
|-------|-----------------------|
| 基本施策4 | 事業系ごみ減量・リサイクルに関する啓発   |
| 基本施策5 | 事業者へのごみの適正排出の啓発及び指導   |
| 基本施策6 | ごみ減量・リサイクルに取り組む事業所の支援 |

#### 施策の柱3 サーキュラーエコノミーのあり方の検討

- |       |                    |
|-------|--------------------|
| 基本施策7 | サーキュラーエコノミーのあり方の検討 |
|-------|--------------------|

### 基本方針2 まちの衛生保全と美化の推進

#### 施策の柱4 清潔で美しいまちの実現

- |        |                            |
|--------|----------------------------|
| 基本施策8  | 適正排出に関する市民等への情報提供          |
| 基本施策9  | ごみ・資源ステーションの維持管理、不法投棄対策の実施 |
| 基本施策10 | まちの美化活動の促進                 |

### 基本方針3 効率的で安定した処理体制の整備

#### 施策の柱5 効率的で安定したごみ処理体制の整備

- |        |                       |
|--------|-----------------------|
| 基本施策11 | 効率的でみんなにやさしい収集運搬体制の構築 |
| 基本施策12 | 安定したごみ処理体制の整備         |
| 基本施策13 | ごみの再生利用の推進            |
| 基本施策14 | ごみ処理施設の運営の効率化         |

### 基本方針4 資源循環型社会に向けた体制の構築

#### 施策の柱6 資源循環型社会に向けた体制の構築

- |        |                       |
|--------|-----------------------|
| 基本施策15 | 資源化・適正処理推進のための新たな分別収集 |
| 基本施策16 | ごみ処理に関わる調査研究          |
| 基本施策17 | 近隣自治体・埼玉県等との連携、国等への要望 |

3 食品ロス削減推進計画編の施策体系の変更（P76）

（1）基本施策2「てまえどりの周知」を「食品を大切にする取り組みの周知」に修正する。

4 その他

内容を精査し、軽微な修正等を行った。